

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」  
の採択を求める請願書

2024年 6月 12日

長崎市議会  
議長 毎熊 政直 様

請願人  
長崎市恵美須町 2-12

長崎県労働組合総連合  
議長 乾 哲夫



電話



紹介議員

長崎市議会議員

中西 敦信



# 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」 の採択を求める請願

## 【請願の趣旨】

昨年から続いている物価の高騰が、長崎市民の生活を圧迫し、特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。物価高騰から労働者の暮らしを守り、地域経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、地域別であることが、海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況の冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることもできません。人口流出に歯止めをかけることが長崎市政における最大の課題です。長崎市議会として、人口流出の背景にある現行の最低賃金制度の構造的欠陥の是正を国に要望する必要があると考えます。

16年で2倍に広がった最低賃金の地域間格差は、あまりに大きく、是正には様々なハードルがあるのも事実です。しかし、私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。政府として、相応の財源を捻出する決断も含め、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。

全国一律制にするとともに最低賃金を引き上げるためには、国による抜本的な中小・零細企業支援の強化が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

昨年の6月議会にも同趣旨の陳情を行いました。「国において今後最低賃金の地域間格差の是正が一定図られることから、今後の国の動向を注視していくこととし、国への意見書提出は見送ることとしました」という審査結果の通知を受け取りました。「国において今後最低賃金の地域間格差の是正が一定図られる」という理解の根拠になっていた目安制度の3区分制への変更は、昨年度から実施されましたが、中央最低賃金審議会が示した引き上げ額の目安は、最上位のAランクが41円、最下位のCランクが39円と格差を広げる内容でした。目安制度が3区分制になっても、最低賃金の地域間格差の是正は実現しないことが事実として示されました。その後の全国各地の地方最低賃金審議会の答申では、Cランクの県のほとんどで、5～8円という従来にない大幅な上乘せが答申されたことは、新しい3区分制度が最低賃金の地域間格差の是正のためには役に立たないという地方審議会の意見が示されたと言うことができます。

最低賃金の地域間格差を是正する抜本的な法改正を実現するためには、地方から声を上げていくことが重要です。最低賃金法を改正して、全国一律制度を実現し、抜本的に引き上げること、そして、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出していただくよう請願します。

以上

【別紙 案】

## 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

昨年から続いている物価の高騰が、長崎市民の生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻です。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正をおこなうことがこれまで以上に重要になっています。

2023年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,113円、長崎県では898円に過ぎません。毎日8時間働いても月14~18万円(税込み)であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできません。地域別であるがゆえに、長崎県と東京都では、同じ仕事でも時給で215円もの格差があります。この地域間格差は、16年で約2倍に広がっています。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。その結果、最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている大きな原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても地域経済を再生することはできません。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、全国一律制をとっています。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えています。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要があります。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考えます。そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引き上げをしていくことを要望します。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出します。

### 記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金の大幅な引き上げをめざすこと。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

長崎市議会

内閣総理大臣 宛  
厚生労働大臣 宛  
中央最低賃金審議会会長 宛